

教職大学院等の認証評価に関する規程 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">教職大学院等の認証評価に関する規程 平成21年10月20日理事会決定 平成24年 5月24日改正 <u>平成31年 3月18日改正</u></p> <p>省略</p> <p>第17条 評価委員会は、評価結果案に基づき、教職大学院等ごとに適格認定を行い、及び評価結果を決定する。</p> <p><u>2 評価委員会は、前項の適格認定において、基準の内容を満たしていない基準があり、かつ、基準の内容を満たしていると判断できるまでの改善が見込まれる場合は、一年度に限り、評価の決定を保留することができる。</u></p> <p><u>3 前項における保留の扱いに関し必要な事項は、理事会が別に定める。</u></p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（平成31年3月18日改正）</u> <u>この規程は、平成31年 4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">教職大学院等の認証評価に関する規程 平成21年10月20日理事会決定 平成24年 5月24日改正</p> <p>省略</p> <p>第17条 評価委員会は、評価結果案に基づき、教職大学院等ごとに適格認定を行い、及び評価結果を決定する。</p> <p>省略</p>